

第1回さいたま市総合振興計画あり方懇話会 会議録

日時	平成 23 年 12 月 27 日(火) 15:15 ~ 16:50
場所	浦和コミュニティセンター第 13 集会室
参加者 敬称略	〔委員〕 計 4 名 齋藤 友之 / 長野 基 / 西川 雅史 / 横道 清孝 (欠席者:柴田直子) 〔事務局:さいたま市〕 計 12 名 副市長 小林敏 政策局:局長 齋島豊志 / 総合政策監兼都市経営戦略室長 井上靖朗 / 政策企画部参事兼 企画調整課長 川島雅典 企画調整課:課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二 / 主査 松尾真介 / 主査 大砂武博 / 主任 高橋格 都市経営戦略室:主査 関野浩 行財政改革推進本部:主査 大塚一晴 / 主査 馬場康行 / 主事 馬場大輔 〔富士通総研〕 計 1 名 菅野開 (傍聴者)なし
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開 会 2 委嘱状交付 3 副市長挨拶 4 委員、事務局等紹介 5 座長選出 6 議題 (1)総合振興計画あり方懇話会について (2)総合計画の策定意義について (3)現行計画の課題について 7 その他 8 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第 ・名簿 ・席次 ・さいたま市総合振興計画あり方懇話会設置要綱 ・さいたま市総合振興計画あり方懇話会傍聴要領 ・資料1 さいたま市総合振興計画あり方懇話会について ・資料2 自治体総合計画の策定意義について ・資料3 本市における総合振興計画及び都市経営の全体像について ・資料4 総合計画の課題と本市における現状について ・参考資料1 他政令指定都市における総合計画の構成(特徴的な事例) ・参考資料2 平成 23 年度各局運営方針(抜粋)
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048 - 829 - 1035

1 開会

事務局

(会議の公開の確認)

2 委嘱状交付

(小林副市長より、各委員に委嘱状を交付)

3 副市長挨拶

小林副市長

- ・ 市長があいにく公務で出張中のため、代理で委嘱状を交付し、挨拶をさせていただきます。
- ・ 平成 25 年度末に現在の総合振興計画基本計画の計画期間が満了するため、今年度から3か年をかけて次期基本計画を策定することとしている。今年度は、「次期基本計画策定基本方針」を策定していく。
- ・ 本市では、三層構造の「さいたま市総合振興計画」及び市長マニフェストを行政計画化した「しあわせ倍増プラン2009」を中心に 100 以上の計画と毎年度各局等で策定する局運営方針など、多くの計画等に基づいて市政運営を行っているところである。
- ・ 以上の背景を踏まえ、本市に適した総合振興計画のあり方について助言をいただいた上で、「次期基本計画策定基本方針」を策定していきたい。

(公務のため副市長退席)

4 委員、事務局等紹介

事務局

(配布資料の確認並びに各委員及び事務局等の紹介)

5 座長選出

(西川委員の推薦及び他委員の賛同により、横道委員を座長に選出)

横道座長

- ・ 地方自治法の一部改正により基本構想の策定・議決義務が撤廃され、さいたま市においても総合振興計画を「策定するか否か」「(策定するのであれば)どういったあり方が望ましいか」という根本から検討する必要が出てきたと認識している。
- ・ また、マニフェストと総合振興計画の関係も重要な課題であると考えている。

6 議題

(1) 総合振興計画あり方懇話会について

事務局

(資料1「さいたま市総合振興計画あり方懇話会について」に基づき、当懇話会の位置付けを説明)

(2) 総合計画の策定意義について

事務局

(資料2「自治体総合計画の策定意義について」に基づき、自治体総合計画の変遷及び論点案を説明)

横道座長

- ・ 都道府県は、地方自治法の義務付けがなくても、ほとんどの団体に総合計画を策定している。地方自治法の改正は、総合計画を策定しないことを推奨しているのではなく、策定するか否かを自治体の裁量に任せるという趣旨。
- ・ 今後も策定する場合、昭和 41 年の市町村計画策定方法研究報告に基づく従来の総合計画のあり方を踏襲していくのかどうかという点も論点となる。

齋藤委員

- ・ 当時は、市町村が計画的に行政運営を行う担保として基本構想の策定を義務付け、それによって市町村の行政運営が向上するという意義はあったと思うが、今日では予算編成時の根拠付けに使われるほか、政策や施策の一覧性を確保できるという程度の意義しかなく、マニフェストや自治基本条例との関係で総合計画の位置付けが難しい状況にあると思う。
- ・ 政策や施策の一覧性・総合性を確保する必要はあると思うが、それだけなら必ずしも「計画」である必要はなく、政策体系を示すだけで良いのではないか。
- ・ 旧来の発想の総合計画ではなく、一つの自立した団体としての考え方や方針をしっかりと明示する仕組みが必要ではないか。

長野委員

- ・ さいたま市の場合、議決事件指定条例(さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例)により基本計画の議決を定めているという政治状況を踏まえる必要がある。
- ・ 基本計画的なものを議決事件とすることは、予算等を議決した計画に基づいて審議することになり、議会が毎年度の予算編成を通じて利害配分を行う際の制約を受けることになるので、一概に望ましいとは限らない。
- ・ 首長と議会が合意するプロセスを経て、政策を統合する体系図を作っていくことは意義があり、必要なこと。ただ、総合計画という形式で合意するのか、個別の部門別計画ごとに合意するのかは議論の余地がある。

西川委員

- ・ 国の全国総合開発計画のような全体を統合する一つの指針を必要とする時代があったが、ある程度成熟化してきて、この先大きな分岐点が待っていない状況下では、大きな指針を10年や20年にわたって掲げる必要はなくなりつつあるのではないか。
- ・ さいたま市のようにある程度成熟化した都市では、個別の計画やルールを統合するような総合計画の存在意義は、かなり低下してきているのではないか。

横道座長

- ・ 国の全国総合開発計画は開発プロジェクト計画であり、都道府県の総合計画も同様に開発計画としての位置付けが強かったが、市町村の総合計画は住民への総合的なサービス提供のあり方やその実現に向けた資源配分という要素が元々あったので、位置付けが多少異なっている。
- ・ 予算も様々な個別計画などを統合する機能を果たすが、予算だけでは市の取組の全体像を把握することは困難。「総合計画」という名称にするかどうかは別として、政策や施策について、何をやってどこに力を入れていくのか、一覧化することは最低限必要ではないか。
- ・ しかし、それだけでも大変な労力を要するにも関わらず、策定後はあまり活用されないということでは困る。最低限の機能をベースとして、どれだけ付加価値を付けられるかが課題ではないか。
- ・ 右肩上がりの時代とは異なり、人口減少など今後の環境変化を踏まえた上で計画を策定するには、従来のような総花的なものではなく、これまでのシステムを変えとか、負担のあり方を見直すなど、行革とかなり重なる要素も求められるのかもしれない。

(3) 現行計画の課題について

事務局

(資料3「本市における総合振興計画及び都市経営の全体像について」及び資料4「総合計画

の課題と本市における現状について」に基づき、さいたま市の現状と課題を説明)

齋藤委員

- ・ 首長の政治機能の捉え方によって、社会経済情勢の変化への対応に関する考え方が異なってくるのではないかと。総合計画を首長の政治姿勢を示すものと捉えるのであれば、議決事件としない方が運用しやすいのではないかと。
- ・ 計画の実効性の確保については、優先順位付けの問題と合わせて検討する必要があるのではないかと。
- ・ 首長のマニフェストは従来の計画体系とは切り離して、市民が成果を把握できるようにすることが望ましいのではないかと。

長野委員

- ・ 社会経済情勢の変化に対応するには、計画期間を短縮化していくことが必要ではないかと。20年程度の長期的な都市像を決める意義はあるが、その都市像が今後大きく変わるような状況の変化は考えにくいので、短いスパンの計画で上手くコントロールしていく方が良いのではないかと。
- ・ 行政計画とするのか地域住民を巻き込んだものにするのかという論点もある。計画の実効性を確保するには、財政フレームなどによる財政的な担保のほか、利害関係者との合意形成により計画の推進力を担保していくことも重要ではないかと。市民・事業者・地域活動団体等との関係を組み込んでいくことがこれからの計画のトレンドになっている。
- ・ 市長マニフェストとの関係については、マニフェストも議会がノーといえば駄目になってしまう。マニフェストを加えて計画全体を変えるべきで、あまり重視するのはどうか。わが国の選挙運動の期間が短く、選挙運動を通じて政策が十分に練られるというケースは考えにくいので、熱気で決まった公約を一旦クールダウンさせてから、計画化していくことが必要ではないかと。
- ・ 短いスパンで計画を見直すにはコストが掛かるが、それは民主主義のコストとして考えても良いのではないかと。参加することやそれによって一定の合意を地域の中で広めていくことの意義を考えると、短いスパンで参加の機会を設けていくことが大切なのではないかと。

西川委員

- ・ 既存の行政主導で策定するのか、それともマニフェスト主体の政治主導の計画づくりとするのか、住民にもっと参加してもらおうのかといった基本的な位置付けをまずは明確にする必要があるのではないかと。その上で、オプションとして部門別計画や区別計画との整合を考えれば良いのではないかと。
- ・ 誰が策定の主体であっても、財政フレームを示して、必要な財源をどのように配分するかといった発想や重点施策を明確化していくことは重要な論点だと思う。

横道座長

- ・ マニフェストを無視することはできないが、それをそのまま総合計画とするのではなく、当選後にクールダウンし、本当にできるのか、できるとしたらどのような方法を採用すべきかなどを考える仕組みが必要ではないかと。クールダウンの一環として、住民の参加も求めた方が良いのではないかと。
- ・ 計画の策定に住民が関わって終わりではなく、策定後も住民が計画に従って何かに取り組もうという仕組みや知恵を出せるかどうか。

西川委員

- ・ 総合計画を策定する際に、当選した首長が自らのマニフェストをそのまま計画に落とし込むのではなく、住民や行政や区の代表者なども参加して練り直すというプロセスを経たものを基本構想とする場合、潜在的には4年毎の選挙後に見直すイメージを持ったが、いかがか。

横道座長

- ・ マニフェストと総合計画の整合を図るために、計画期間と市長の任期を厳密に一致させるかどうかは議論の余地がある。計画期間と市長の任期がずれていても、市長が議会と調整し、議会が承認すれば改定ということもあり得る。

西川委員

- ・ 基本構想という壮大なものがありながら、実施の段階ではマニフェストが優先されるということになると、基本構想をなくしてしまうことも選択肢の一つではないか。基本構想を策定しないことになると、具体的にどんな問題が想定できるか。

事務局

- ・ さいたま市の場合は、合併時の新市建設計画に基づいて、最初の総合振興計画を策定したという経緯がある。その意味では、基本構想は合併以来の旧4市の目標の共通項となっているところがある。
- ・ 合併で誕生した市で将来像を共有するためには、新市建設計画を引き継いでいる基本構想的なものがまだ必要ではないかと感じている。

齋藤委員

- ・ 本来、三層構造の頂点にある基本構想は政治計画としての位置付けを与えられていたはずだが、実態は三層のすべてが行政計画となっている。今後の総合計画について政治計画と行政計画のいずれに軸足を置くかということが、全ての論点の根底にある課題ではないか。
- ・ 今後の総合計画の役割として、政治計画に軸足を置くのであれば、「市民・事業者・地域活動団体等との協働によるまちづくりへの対応」に重点を置くことになるのではないか。

長野委員

- ・ 合併して間もないさいたま市にとって都市ビジョンの共有が重要ということであれば、優先順位付けのプロセスも重要だと思う。
- ・ 優先順位付けを重視するのであれば、基本計画で数値目標を掲げることは必要ないかもしれない。それは、行政職員が実施計画等で目標管理すれば済むことかもしれない。

横道座長

- ・ 優先順位を誰がどのように付けるのかが問題で難しい。メリハリ程度であれば可能と思うが、それは政治が決定するしかないと思う。また、優先順位は付けられないとは言いつつも、社会経済情勢の変化に伴う対応は柱立てなどで工夫できる余地があるのではないか。

齋藤委員

- ・ これからの総合計画の対象は、裁量の利く、管理可能な事業などに限定しても良いのではないか。法定受託事務や一部の恒常的な自治事務のように裁量の無い活動を対象に含めても、それを管理する意味はあまりない。裁量の利く事業に限定すれば、優先順位を付けられる可能性があるのではないか。

横道座長

- ・ 見せ方で工夫できる余地はあるかもしれないが、政策体系を総覧できるものは作成しておく必要があるのではないか。

- ・ 基本構想の計画期間が約20年というのは長い。

長野委員

- ・ 実施計画の5年という計画期間も長い。計画の推進力を高めていくには、計画に対する職員のコミットメントをどう獲得していくかという点も考える必要があり、目に見えない要素として人事異動の存在も考慮しなければならないのではないかと。計画期間が5年だと、途中で担当職員も変わるが、3年だと担当職員の意識付けにもつながる。
- ・ 優先順位は、どのようなものでも大事だと思う。

齋藤委員

- ・ 他市の例のように、実施計画が存在せず、毎年度の予算編成で基本構想や基本計画の実現に必要な事業を選定するという仕組みは、事務事業評価を適正に使うということだと思うが、そこまでやる必然性があるかどうか。

西川委員

- ・ マニフェストと連動した中期的な計画であれば、選挙で住民の評価を受けることになるので、ローリングの仕組みなどを制度そのものに織り込んでいく必要はないかもしれないが、行政計画的な位置付けで残すのであれば、選挙による評価を受けにくくなるので、3年程度でローリングが必要となるのではないかと。

横道座長

- ・ 事業を実施する上で、1年毎に結果を出すというのは難しい面があり、その上に10年以上の長期計画しかないとなると実際の運営は困難ではないかと。計画期間は別として、複数年の実実施計画があった方が良く、それを見直していく方が良くはないかと。

西川委員

- ・ 区別計画のあり方は、区長の位置付けによりその権限や発言権をどこまで持たせるかどうかで異なってくるのではないかと。

横道座長

- ・ 区長の予算請求権がないとしても、区ごとに若干の独自予算が存在するのであれば、その裁量の余地がある部分に関する計画は、区に任せても良いのではないかと。
- ・ 事務局で各委員の意見を整理し、次回の検討のたたき台となる資料を作成してほしい。

7 その他

事務局

- ・ 次回は、1月28日(土)に開催する。会場は後日案内する。

8 閉会

以上